

仕 様 書

1 名称

保健所健康企画課外勤用車両の借受（軽自動車1台）

2 物品等内訳及び数量

軽乗用車（ハイブリッド車） 1台

なお、上記車両本体には以下の付属品等が付くものとする。

- (1) A B S
- (2) エアバッグ（運転席・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) リヤワイパー
- (7) サイドバイザー
- (8) スタッドレスタイヤ4本
- (9) スペアタイヤまたはパンク修理器具
- (10) スノーブレード
- (11) 標準工具一式
- (12) フロアマット
- (13) ラゲージトレイ
- (14) スペアキー1個
- (15) カーナビゲーションシステム（組み込み式、純正品または同等以上の性能・機能を有するもの）
- (16) ドライブレコーダー

3 納入機種

車両本体は軽乗用車（ハイブリッド車、令和4年式以降の新車）とする。

※ スズキ アルトと同等以上のもの。

なお、同等機種で参加する場合は、事前にカタログ等を持参し、担当課に確認のうえ、同等・規格確認書を受け取り、入札時に提出すること。

4 規格

- (1) 総排気量 650cc 以上
- (2) 全長 3,395mm 以下
- (3) 全幅 1,475mm 以下
- (4) 全高 1,425mm 以上
- (5) 乗車定員 4名

- (6) 駆動方式 4WD
- (7) ミッション形式 オートマチック又はCVT
- (8) 車体色 白系又はシルバー系
- (9) 環境対応 平成17年基準排出ガス75%低減レベル以上、かつ、令和2年度燃費基準20%超過レベル以上を達成済

6 リース期間

令和5年10月2日～令和10年9月30日（60ヶ月）

※期間開始日に納車が間に合わない場合は、本仕様と同等車種の代車を用意し、その費用を負担すること。

7 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。
- (2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。
 - ア 対人保険 無制限
 - イ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき、1,000万円以上
 - エ 無保険者傷害 1名につき、20,000万円以上
 - オ 車両保険 時価（免責額なし、自損事故含む）
自損、盗難等においても札幌市の負担が一切ないもの（全損の場合を含む）。
 - カ 交通事故賠償関係示談サービス付
 - キ 公用車割引、フリート付のこと
- (3) 任意保険証の写しは、車検証に添付すること

8 維持管理等

- (1) 登録に要する経費（車庫証明）、定期点検（オイル交換含む）・車検費用一式（法定費用、諸経費含む）及び故障修理の費用は受注契約者の負担とする。
- (2) 車検、定期点検、故障・事故修理及び車両の盗難により、当該車両が使用できない期間は同等の代替車を用意すること。
- (3) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費については札幌市の負担とし、その他要する経費は受注契約者の負担とする。
- (4) ウィンドウウォッシャー液については、受注契約者の負担により、常時、予備を車両に搭載し、必要に応じ追加すること。
- (5) 必要に応じてバッテリー（最低1回）、スノーブレード（最低2回）が交換可能であること。この費用負担及び作業は、受注契約者によることとする。
- (6) 夏タイヤとスタッドレスタイヤの交換作業は受注契約者によることとし、交換時期については毎年札幌市と別途協議すること。交換するタイヤの保管は受注契約者の負担と責任で行い、スタッドレスタイヤはリース期間中に1度新品に換えるものとする。

- (7) カーナビゲーションシステムの地図更新は車検時に行うこと。
- (8) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、受注契約者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

9 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除する。その際、過失の有無に関わらず、途中解約に係る精算は行わない。

10 租税公課・リース料率変更時の取り扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については変更を行わない。

11 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限 令和5年10月2日（月）
- (2) 納入場所 保健福祉局保健所健康企画課 1台
なお、納入場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。

12 検査場所

納入場所に同じ

13 その他

不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。